

令和5年5月2日

保護者 様

佐倉市立佐倉東中学校
校長 加藤 康男

令和5年5月8日からの学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

新緑の候、保護者の皆様には、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より新型コロナウイルス感染症の対応に御協力いただきまして、感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類相当」から「5類」へ移行されます。それに伴い、学校の対応を以下のように変更しますので、御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 「健康観察カード」について

市内一律で実施しません

(本校では5/8の朝まで健康観察を行い、カードを回収いたします)

2 欠席等の扱いについて

(1) 出席停止となる場合

- ・新型コロナウイルスの陽性となった場合

(発症翌日から5日間かつ症状が軽くなって1日が出席停止期間の目安です)

(2) 出席停止とならない場合

- ・家族が陽性になるなど濃厚接触者にあたる場合→**出席可**
- ・本人の体調不良で欠席の場合→**病欠**
(ただし、病院で検査の結果「陽性」の結果が出た場合は、出席停止です)
- ・本人の体調不良で遅刻の場合→**遅刻**
- ・本人の体調不良で早退の場合→**早退**

(ただし、病院で検査の結果「陽性」の結果が出た場合は、早退となりません)

※ 引き続き、換気や手洗い等を行い、コロナウイルス感染予防に努めてまいります。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

※ マスクの着用については、個人の判断に任されておりますが、体育の授業等での着脱等、適切な使用について指導をしてまいります。